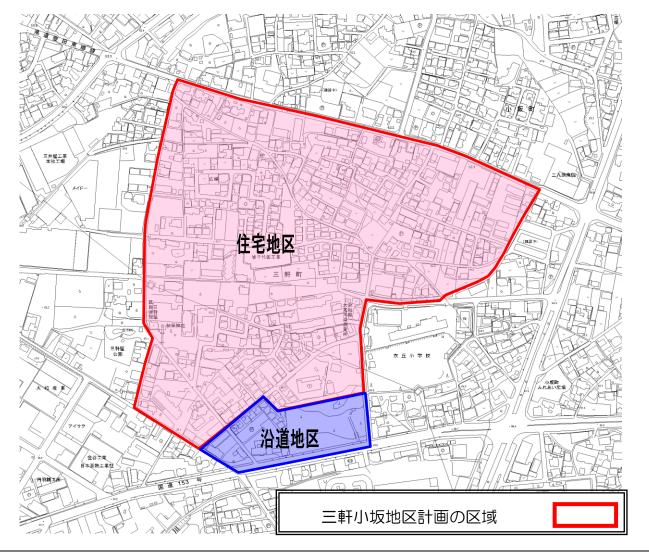
参ちづくりルール

さ ん げ ん こ さ か

三部小坂地区計画

名 称	三軒小坂地区計画	
位 置	豊田市三軒町二丁目の全域、三軒町三丁目、五丁目、六丁目、	
	七丁目、小坂町六丁目及び九丁目の各一部	
面積	約21.8ha	



三軒小坂地区まちづくりの目標

住工混在を解消し、工業系から住居系への 適切な土地利用転換を図り、良好な住環境 を形成することを目標としています。

三軒小坂地区における建物に関するルール

三軒小坂地区では、**『建築物等の用途の 制限』**が定められています。

《三軒小坂地区まちづくりルール》

		住宅地区	沿道地区
建築物等に関する事項		約19.9ha	約1. 9ha
		次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。
	建築物等の用途の制限	一 建築基準法別表第二(は)項に掲げる 建築物以外の建築物の用途に供するもので その用途に供する部分の床面積の合計が千 五百平方メートルを超えるもの(建築基準 法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下 「政令」という。)第 130 条の7の2で定 めるものを除く。)	一 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬 投票券発売所、場外車券売場その他これら に類する用途で政令第130条の8の2で定 めるものに供する建築物でその用途に供す る部分の床面積の合計が三千平方メートル を超えるもの

お問合せ

・地区計画の内容に関すること豊田市役所都市計画課 0565-34-6620